

イラストボランティア募集

稲美町社会福祉協議会では新型コロナウイルス対策の為、訪問できなくなった高齢者や障がいのある方へはがきを送って交流をしています。その際使用するはがきにイラストを描いていただける方を募集します。イラストを描くのが好きな方、ぜひご応募ください。

- 対象：小学生～一般の方
- 内容：はがきサイズのイラストを描いてください。テーマ、向き（縦、横）は問いません。
- 申込方法：官製はがき（はがきサイズの用紙可）にイラストを描いていただき、記載事項（①住所、②氏名、③電話番号）を記入の上、郵送または事務局まで持参してください。

メ切
8/31(月)

※おひとり1点までとさせていただきます。
※応募作品は利用者へのお手紙に使用させていただき、広報に掲載する場合があります。
※応募作品の著作権および著作権は主催者に帰属します。作品は返却しません。参加賞があります。

VOICE

あたたかいご寄附をいただき、ありがとうございます。町内での福祉事業に使わせていただきます。

善意の預託ありがとうございました

(令和2年5月受付分)

金銭寄附	氏名(敬称略)	金額	内容
	和田無人販売所	¥21,300	寄附
	藤田 きみ彖	¥100,000	寄附
	匿名(①)	¥100,000	粗供養
物品預託	氏名(敬称略)	物品	内容
	植田住地(株)(②)	マスク400枚	寄附
	兵庫県生きがい創造協会兵庫県いなみ野学園有志一同(③)	手作りマスク100枚	寄付

①寄付者の指定された「ひなたんぼ小規模多機能ホーム」と「いなみ訪問看護ステーション」へ払出しさせていただきました。



②施設や来談者に提供させていただきました。
③稲美町教育委員会にお届けしました。たくさん手づくりしていただきましてありがとうございます。

お知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年度は以下のイベント・事業を中止とさせていただきます。

- 夏休みボランティアスクール（例年夏休み期間中開催）
- 社協福祉ボランティアまつり（例年11月3日開催）
- いきいきサロン

皆さまからの福祉会費で実施する事業です

毎月第2金曜日は、 社協オープンかふえ

とき) 原則毎月第2金曜日 10:00~11:30
ところ) 障害者ふれあいセンター 2階 多目的室
利用料) フリードリンク 100円(お茶菓子付)

●7月、8月 お休みします

VOICE 障害者ふれあいセンター空調設備改修工事に伴い、6~9月は施設の使用ができません。オープンかふえも中止とさせていただきます。

社協のつづやき

4月から「障がい者基幹相談支援センター」の開設に向けて、入職いたしました河野佳余子(こうのかよこ)と申します。稲美町で育ち、約20年ぶりにご縁あってこの地に戻ってまいりました。新型コロナウイルスがまだまだ予断を許さない状況ではありますが、地域の皆さまとできるだけ顔と顔のつながりを持ち、ともにひとつひとつ課題を考え、安心して生活できる町づくりをしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

編集発行/問合せ・申込) 社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会

〒675-1105 兵庫県加古郡稲美町加古4369-3 障害者ふれあいセンター1階

TEL079-492-8668 FAX079-492-9170 Eメール inami-shakyo@bb.banban.jp

(社協事務局 開館時間) 月~土(日祝以外) 8:30~17:15

※社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、すべての市町村に設置されている住民の立場から福祉を推進する団体です

ひとりぼっちをつくらない地域づくり

社協だより

No.286
7月 2020

いなみちょうしょう 稲美町障がい者基幹相談支援センター 開設しました

障がいに関するいろいろな困りごとを相談できる窓口です。専門の相談員が相談内容をお聞きして一緒に考えていきます。

障がい福祉サービスのことが知りたい



子どもに障がいがあると言われた



車いすを作るときに助成が出ると聞いたけど



障がいがあっても仕事ができない



施設を退所して自宅で生活するにはどうしたらいいの

ひとりで悩まず相談してください
でんわ 079-492-5577 / ファックス 079-492-6160

利用時間 月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時15分まで

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み)

編集発行/問合せ・申込) 社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会

〒675-1105 兵庫県加古郡稲美町加古4369-3 障害者ふれあいセンター1階

TEL079-492-8668 FAX079-492-9170 Eメール inami-shakyo@bb.banban.jp

(社協事務局 開館時間) 月~土(日祝以外) 8:30~17:15

※社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、すべての市町村に設置されている住民の立場から福祉を推進する団体です

ありがとうございます！ たくさんの作品が届きました!!

6月1日～17日に事務局に届いた作品を発表します



- マスク顔 コロナ防止だ 誰だっけ
- コロナ禍で 家で思いし ボランティア
- 三密と 手洗いうがい マスクする
- 分かち合い マスク買い占め やめてくれ
- ダイエット コロナ終息 してからや
- もうあかん 緊急事態 ダイエット



たくさんの作品ありがとうございます。
加古福社会館に展示中です。

- 田園の 絆にひるむ コロナ菌
- 三密を やんわり避ける 傘かしげ
- ボランティア コロナに負けぬ 仲間の和 (輪)
- 万歩計 ステイホームで フル出番
- 人見知り おうちにいても 今は良し!
- リモートで 家の内情 拡散し



まだまだ募集中です!!

- コロナ殿 喧嘩買います 不良爺
- 負けられぬ まだまだやりたき ことがある
- コロナ禍に 自由奪われ リバウンド
- もしかして 声かけづらい マスク顔
- マスク顔 上半分の 化粧のみ
- コロナでも 畑生活 変化なし

- さんみつは どんな味かと 孫に問い (孫が問う)
- 出会い道 会釈交わすも 端と端
- 神棚に アマエビ祀り ハエ密です
- コロナ顔 帽子とマスクで ノーメイク
- コロナ無視 カメは仲良く こうら干し
- 朝の畑 マスクはずして 深呼吸
- 太陽のコロナで コロナ 焼きつくせ

職員募集

療養通所介護事業所ひだまり畑

介護職員(非常勤)

仕事：重症心身障がい児(者)等が1日に1～4人
通所する事業所での介護業務
資格：介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級)
以上、普通運転免許(AT車限定可)
賃金：時給950円(試用期間3か月900円)
処遇改善手当別途支給
時間：9:00～16:00、時間・日数は応相談
休日：土日祝

看護職員(非常勤)

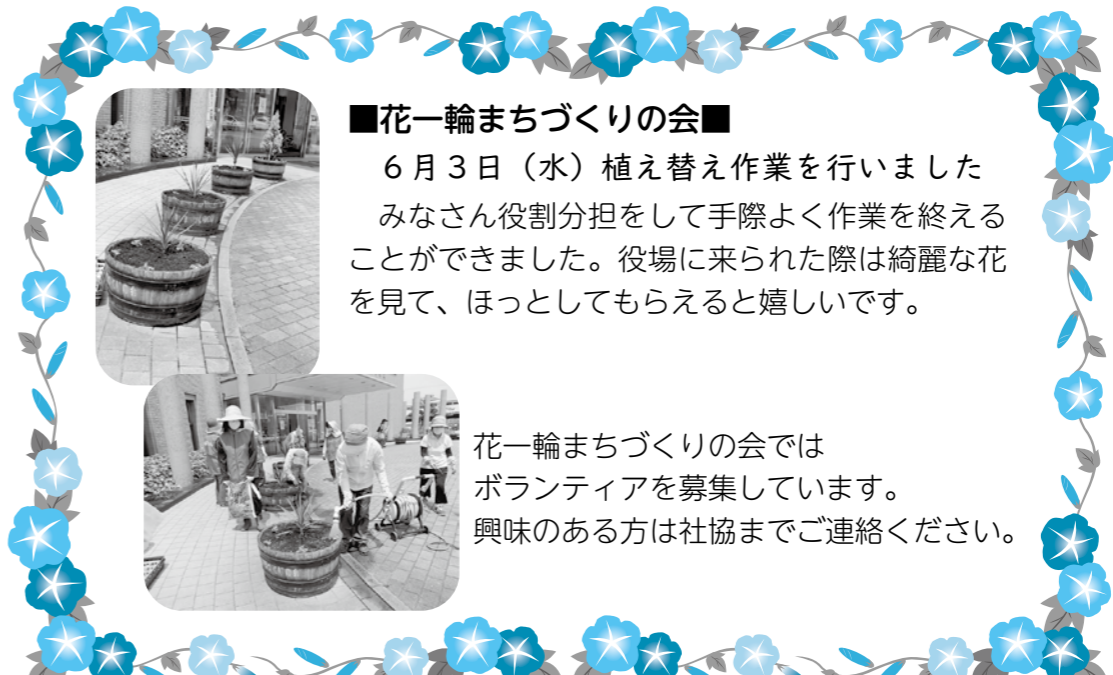
仕事：重症心身障がい児(者)等が1日に1～4人
通所する事業所での看護・介護業務
資格：正看護師、普通運転免許(AT車限定可)
賃金：時給1,500円(試用期間3か月1,200円)
時間：9:00～16:00、時間・日数は応相談
休日：土日祝
(問合・申込)
稲美町社会福祉協議会事務局 ☎079-492-8668

編集発行/問合・申込)社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会

〒675-1105 兵庫県加古郡稲美町加古4369-3 障害者ふれあいセンター1階
TEL079-492-8668 FAX079-492-9170 Eメール inami-shakyo@bb.banban.jp
(社協事務局 開館時間)月～土(日祝以外) 8:30～17:15

※社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、すべての市町村に設置されている住民の立場から福祉を推進する団体です

ボランティア連絡会ニュース



■花一輪まちづくりの会■

6月3日(水) 植え替え作業を行いました
みなさん役割分担をして手際よく作業を終える
ことができました。役場に來られた際は綺麗な花
を見て、ほっとしてもらえると嬉しいです。



花一輪まちづくりの会では
ボランティアを募集しています。
興味のある方は社協までご連絡ください。

■傾聴ボランティア陽だまりの会■

電話傾聴をはじめています

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、これまで行っていた訪
問先での傾聴ではなく電話で行っています。

また、電話以外にも手紙を送るなどして利用者と交流を図って
います。利用者からお礼の手紙を頂いたり、「手紙は書けないけ
ど、嬉しかった。ありがとう。」というお礼の電話を頂いていま
す。

～ニュースレター「ボランティア通信」～

緊急事態宣言は解除されましたが、ボランティア活動をこれまでと同じよう
に実施するのは難しく、「グループのメンバーと会う機会がない」、「今後の
ボランティア活動はどうなってしまうのだろう」とボランティアさんから不安
の声を聞いています。そこでボランティアのつながりづくりや情報提供、今後
の活動を円滑にすすめるアイデアを載せたニュースレターを作成することにな
りました。5月よりボランティア連絡会会員の方へ情報を提供しています。他
に、ご希望の方がありましたら、お送りさせていただきます。ご連絡お待ちし
ています。

編集発行/問合・申込)社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会

〒675-1105 兵庫県加古郡稲美町加古4369-3 障害者ふれあいセンター1階
TEL079-492-8668 FAX079-492-9170 Eメール inami-shakyo@bb.banban.jp
(社協事務局 開館時間)月～土(日祝以外) 8:30～17:15

※社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、すべての市町村に設置されている住民の立場から福祉を推進する団体です

相談支援事業所(町内在住の障害をお持ちの方の自立支援について) 相談随時 ますはお電話ください(月～金 9時～17時 祝日除く) 070-2289-3620(まで)
生きつらさを抱える成人をもつ親のつらい 原則毎月第2水曜日10時～12時 障害者ふれあいセンター

ほっとファミリー(認知症を学ぶ会) 原則毎月第4木曜日10時～12時 障害者ふれあいセンター ますはお電話ください(月～金 9時～17時 祝日除く) 079-4402-8779(まで)
介護相談・認知症相談 相談随時 ますはお電話ください(月～金 9時～17時 祝日除く) 079-4402-8779(まで)